

# 広報 **ぴっぷい**



Good smile 2013! 😊🎉

今年もみんなの笑顔があふれる年になりますように



## 希望に満ちた新年を迎え 比布町長伊藤喜代志

町民の皆様、あけましておめでとうございませう。

平成25年の新しい年を迎え謹んでお慶びを申し上げますとともに、日ごろより町政運営に対し、特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

本年も、どうぞよろしくお願いいたします。

昨年の比布町は、町民の皆様のお力添えのおかげで、地域を取り巻く環境は厳しい状況ではありましたが、穏やかな時が流れた一年だったと感じております。今年も昨年以上に良い年になることを願っております。

今、私たちを取り巻く環境は物があふれ、情報機器の発達で多くの情報が飛び交う、表面的には便利で豊かな時代と感



じますが、人々の心も豊かになっていくかという点、疑問に感じるところです。

各地で起きる悲惨な事件や事故は、人の心の貧しさが引き起こしたのではと思われるものがあまりにも多く、残念でなりません。

豊かさを感じる要因は、人それぞれ違うと思いますが、より多くの方が豊かさを感じることが出来る地域づくりができれば、心豊かな人が多く住む、安全で安心な、明るくて元気な町とすることができると思っております。

今年の町づくりも、このことをしっかりと胸に刻み進めて参ります。

課題も多く困難なことがあることも現実で、皆様の思いが全てかなう状況にはならないこともご理解いただきますようお願いいたします。

衆議院選挙も終わり、新たな体制による国政運営が動き出します。

国の動向も見極めながら、関係機関や近隣の自治体とも連携をさせていただき、知恵を出し工夫をしながら、町づくりを進めて参ります。

町民の皆様には、更なるお力添えとご理解をお願い申し上げます。

比布町にはまだまだ大きな可能性や魅力があり、それを発揮するだけの力も秘めていると確信しております。

今年も町民の皆様と力を合わせて、心豊かな人が住むまち「比布町」とするよう、精一杯努力して参りますので、よろしくお願ひ申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。



## 新年のごあいさつ 比布町議会議長 久保田正義

新年あけましておめでとうございませう。輝かしい平成25年をご家族おそろいでお迎えのこととお慶び申し上げます。

日ごろより町議会に対し、ご理解とご指導をいただいていることに改めてお礼を申し上げます。

昨年は、ロンドンオリンピックが開催され、日本人選手の活躍に多くの感動をいただきました。

今までにないメダル数を勝ち取ったところですが、無理かと思われた卓球女子団体戦で、銀メダルを獲得した3人の選手たちが肩を組み、涙を流していた場面がとても印象的でした。

また、ノーベル賞を受賞された京都大学・山中伸弥教授のiPS細胞が医療の分野で今後どのように活用されていくかが期待される所です。

一昨年に発生した東日本大震災から1年10か月。依然として進まない復興に未だ不便な生活を強いられている多くの方々、震災による不明者も2千数百人という現実を私たちは忘れてはなりません。支援をしていくべきだと考えます。

国政では、11月16日に衆議院が解散し、12月16日に選挙が行われました。

数多くの争点がある中で、原発問題があります。目に見えない放射能の恐怖、ニュースで見るとに憤りを覚えます。

TPP（環太平洋連携協定）についても、もし参加への方向となれば、地域の崩壊につながりかねません。

昨年の本町は、水稲は豊作の中においても米粒がやや細い中粒米が多く、たんぱく質の数値も高め傾向で、少し残念な結果となりました。

懸案でありました「遊湯びつぷ」は、昨年4月から指定管理者へ移行され、厳しい環境の中で努力をされています。建物も一部老朽化が見られ、町との協議のもと、改善されていくものと思われまます。

一方、議会では、昨年3月に議会改革特別委員会を設置し、様々な議論を重ねています。

多くのテーマがある中、「議会だより」について取り上げ、現状の認識を把握するために、町民の皆さんへのアンケート調査を協議するなど、全体を通じて今後のあり方を議論している所です。

町民の皆様のご意見をお寄せいただきますよう、お願いいたします。

今年一年、比布町の平穏、皆様のご健康とご多幸を祈念し、新年のごあいさつとさせていただきます。

## 謹賀新年

比布町役場

理事者・職員一同

比布町議会議長

久保田正義

副議長

那須莞爾

(議席順)

議員

今井明信

遠藤正明

浅野章雄

堀部勝幸

中本一彦

遠藤ハル子

山内康則

佐藤康二

比布町農委委員

長 上西彰一

外委員・事務局一同

比布町教育委員会

委員長 工藤澄子

外委員・事務局一同

比布町選挙管理委員会

委員長 高橋朝義

外委員一同

## 比布町民憲章

わたしたちは、比布町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げて平和で住みよい比布をつくることに努めましよう。

- 一、元気で働き、楽しい家庭をつくりましよう。
- 一、親切をつくし、あたたかい社会をつくりましよう。
- 一、きまりを守り、明るい町をつくりましよう。
- 一、自然を尊び、きれいな環境をつくりましよう。
- 一、文化を育て、豊かな郷土をつくりましよう。

**\* まちづくり出前講座 \***

＝町の仕事がよく分かる出前講座＝

- ◇内 容  
町職員が、町民で構成されている団体が主催する集会などに出向き、町の事業などを分かりやすく説明する「出前講座」です。  
まちづくりや子育て支援など18テーマを用意しています。
- ◇対 象  
町内に在住、勤務する5人以上のグループ
- ◇申し込み方法  
テーマを決定し、まずは電話で申し込みをしてください。

●問い合わせ●  
役場総務企画課広報係 ☎85-4802

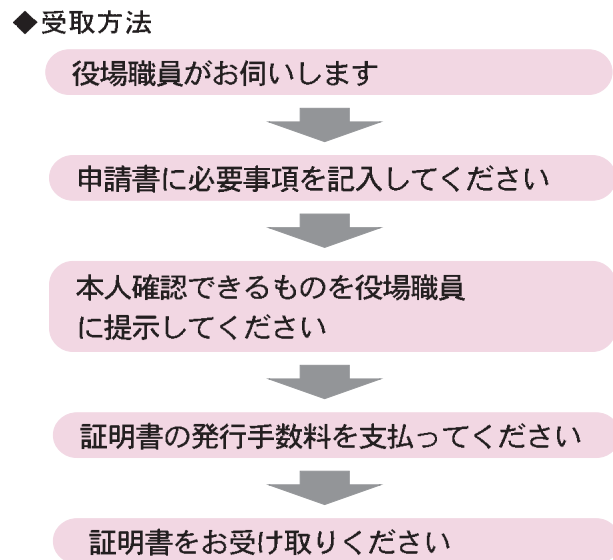
まずは、  
お電話ください！



**ご利用ください**  
**まちづくり出前講座**  
**高齢者等宅配サービス**

**\* 高齢者等宅配サービス \* 証明書を宅配するサービス＝**

- ◆内 容  
高齢者の世帯、身体障害者または要介護認定者で役場窓口に向くことが困難な方へ、各種証明書を宅配します。
- ◆対 象  
町内に住所を有する満75歳以上の高齢者、身体障害2級以上または要介護認定3以上のみの世帯とします。
- ◆取扱証明書  
○住民票の写し・印鑑登録証明書  
○所得証明書・課税証明書・非課税証明書  
○所得課税証明書・納税証明書  
○固定資産評価通知書・固定資産評価証明書
- ◆受付時間  
月曜日から金曜日まで（祝日、休日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで
- ◆宅配時間  
受付当日の午後5時から午後8時まで  
ただし、午後3時以降の受付分は、翌日の午後5時から午後8時までとなります。  
なお、申請日が休日前の場合は、休み明けの平日になります。
- ◆宅配手数料  
無料（各証明書の発行手数料は有料です。）
- ◆請求方法  
宅配サービスの請求者は、電話で「住所」「氏名」「書類の種類」「枚数」を役場税務住民課に申し出し、請求することになります。



◇各種証明の予約について  
平日、役場に向くのが困難な方については、平日、電話で予約（午前8時30分～午後5時）をしていただければ、土曜日・日曜日・祝祭日に交付することができます。  
予約ができる証明書は、宅配サービスの各種証明書と同様です。

●問い合わせ●  
役場税務住民課戸籍年金係・税務係 ☎85-4803

**デジタル式同報系  
防災行政無線の運用を開始**

平成25年1月1日運用開始



町で進めてきた防災行政無線施設の更新工事が終了し、1月1日から本格的なデジタル機器での運用が始まりました。  
この無線施設は役場を拠点とし、上川中部消防組合消防署比布支署と比布町農業協同組合の3施設からの情報をお伝えすることができます。

また、各行政区長や農事組合長宅にも放送機器が設置されているため、各地区ごとのお知らせも迅速に対応いただけます。  
運用にあたっては、これまで同様、各家庭に戸別受信機を無償で設置し、行政や営農、そのほか生活に必要なさまざまな情報の提供を行います。  
特に、災害が発生したときや、発生するおそれがあるときは、災害に関する情報や避難場所などを迅速に伝達する手段として活用します。

- こんなときはご連絡を！  
▼受信機が設置されていない（住居に二世帯が同居されていても1台としています。）  
▼放送が入らない、または放送内容が途切れたりする。
- 放送時間  
▼定時放送  
昼は午後零時15分、夜は午後7時30分に行います。  
なお、土・日曜日、祝日等には定時放送は行いません。  
▼臨時放送  
行事の中止や葬儀など、緊急やむを得ない場合に行います。
- 戸別受信機  
戸別受信機は、町が家庭に1台ずつ貸与しています。  
▼通常は各家庭用電源で動作していますが、停電になると内蔵されている乾電池に自動的に切り替わります。  
電池が消耗していると、電池ランプ（赤色）が点滅します。災害等の緊急時に放送が流れない場合がありますので、表示されたら速やかに交換をしてください。  
なお、乾電池は単3形2本

**連絡先・お問い合わせ**

役場総務企画課広報係  
☎85-4802

**新機能！電話応答装置**

新しい無線施設では、戸別受信機の録音機能のほか、次の電話番号に電話すると、放送された内容（録音）を聞くことができます。

☎85-3361  
(通話料金がかかります)

で、費用は使用者の負担です。  
▼録音機能があり、放送前に録音ボタンを押すと、押し直した後の放送を自動的に録音します。また、放送中に録音ボタンを押すと、放送中の内容を録音します。後で再生ボタンを押して放送内容を確認することができます。  
▼停電時はライトが点灯しますので、夜間に避難が必要な時には、足元を照らす灯りとして役立ちます。  
※詳しい使用方法は、設置時にお渡ししている取扱説明書をご覧ください。

# 生命保険料等は 最高12万円まで所得から差し引くことができます



## ◆ 新契約と旧契約の年間支払保険料等に対する控除額 ◆

◆ 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約）のみの控除計算

| 年間の支払保険料等 | 控除額                |
|-----------|--------------------|
| 2万円以下     | 支払保険料等の全額          |
| 2万円超4万円以下 | 支払保険料等×1/2+10,000円 |
| 4万円超8万円以下 | 支払保険料等×1/4+20,000円 |
| 8万円超      | 一律4万円              |

◆ 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約）のみの控除計算

| 年間の支払保険料等   | 控除額                |
|-------------|--------------------|
| 2万5千円以下     | 支払保険料等の全額          |
| 2万5千円超5万円以下 | 支払保険料等×1/2+12,500円 |
| 5万円超10万円以下  | 支払保険料等×1/4+25,000円 |
| 10万円超       | 一律5万円              |

◆ 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除計算  
生命保険料又は個人年金保険料の別に次のいずれかを選択して計算する

| 適用する生命（個人年金）保険料控除 | 控除額                       |
|-------------------|---------------------------|
| 新契約のみ適用する         | 新契約の控除額で算出                |
| 旧契約のみ適用する         | 旧契約の控除額で算出                |
| 新契約、旧契約の双方を適用する   | 新契約の控除額と旧契約の控除額の合計（最高4万円） |

各控除額の合計額が生命保険料控除額となり、最高12万円まで所得控除を受けることができます。

場保健福祉課介護保険係で行っています）

▼その他  
申告者本人が特別障害者である控除対象配偶者又は生計を一にするその他の扶養親族と常に同居している場合は、特別障害者控除が受けられるほか、同居特別障害者として一人につき35万円（住民税は23万円）が控除に加算されます。

■ 扶養控除  
平成23年分の所得税から、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、16歳以上の扶養親族が対象となりました。さらに「特定扶養親族」の範囲が19歳以上23歳未満に変更され、16歳以上19歳未満の扶養控除は38万円（住民税は33万円）となりました。

■ 生命保険料控除の改正  
一定の生命保険料、介護医

療保険料及び個人年金保険料を支払ったときには、所得控除を受けることができます。

平成24年1月1日以前に締結した保険契約（新保険）と平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧保険）の保険料では取扱いが異なります。

※保険期間が5年未満の生命保険などの中には控除の対象にならないものもあります。

# 確定申告の 準備をしましょう



平成24年分の所得税の確定申告の受付は  
平成25年2月18日(月)から3月15日(金)までです。

毎年1月1日から12月31日までの全ての所得とそれに対する所得税を計算し、精算する手続きが「確定申告」です。

医療費控除や障害者控除、今年分の確定申告から改正される控除について説明します。

■ 医療費控除  
本人または生計を一にする家族が病気やけがの治療を受けて、1年間におおむね10万円を超えて医療費を支払ったときには、所得控除を受けることができます。

▼控除の対象になるもの  
・ 医師、歯科医師に支払った診療費、治療費  
・ 治療、療養のために必要な医薬品の購入費  
・ 病院、診療所、助産所などへ支払った入院費、入所費など  
・ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師に支払った施術費  
・ 在宅療養等の居宅サービス、介護費用の自己負担額  
・ 介護保険サービス費用の医療費分  
・ 主治医の証明を受けた介護用おむつ費用

・ 通院のための自動車やバスなどの公共交通機関の交通費

▼控除の対象にならないもの  
・ 健康診断の費用（診断の結果、病気が見つかり、治療に至った場合は含めることができます）  
・ 美容整形の費用  
・ 疾病予防、健康増進のための医薬品  
・ 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金  
・ 予防接種の費用  
・ 近視や遠視のメガネ代、コンタクトレンズ代

▼控除できる金額  
① 支払った医療費から保険金などで補てんされる金額※を差し引いた額＝負担した医療費（A）  
② 10万円又は所得金額の5%のどちらか少ない額＝（B）  
③ （A）から（B）を差し引いた額＝医療費控除額（最高200万円）

※生命保険の医療保険金、入院費給付金や健康保険の療養費、出産育児一時金など

▼控除のための準備  
控除を受けるには1年間に

支払った医療費の領収書が必要で、治療を受けた人、病院ごとに整理し、交通費などの通院費用は家計簿などに記録しましょう。

■ 障害者控除  
毎年12月31日（年の途中で死亡した場合はその死亡の日）に申告者本人や配偶者、その他の親族（配偶者控除、扶養控除を受ける者に限る）が障害者や特別障害者（重度の障害者）に該当する場合、所得控除を受けることができます。

▼控除できる金額  
障害者：所得税27万円、住民税26万円  
特別障害者：所得税40万円、住民税30万円

▼控除対象となる方の範囲  
・ 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方  
・ 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方など

・ 65歳以上の方で、障害の程度が障害者、特別障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方（認定は役

# ぴっぴ 消費生活ニュース

・・・ひとりひとりが気をつけよう・・・

●問い合わせ●  
役場産業振興課商工労働係  
☎85-4806

## 詐欺的“サクラサイト商法”トラブル

“サクラサイト”とは、インターネットサイトの業者に雇われた“サクラ”が異性、芸能人、社長、弁護士、占い師などのキャラクターになりすまし、消費者の様々な気持ちを利用してサイトに誘導し、メール交換などの有料サービスを利用させ、その度に支払いを続けさせるサイトのことをいいます。国民生活センターをはじめとする全国の消費生活センターには、このような“サクラサイト”にお金を支払ってしまったという相談が多く寄せられるようになっています。

### ◆◆“サクラサイト商法”その手口とは？◆◆

#### ◎きっかけ ～こんなメールが届いていませんか？

- ・携帯などのメールアドレスに直接届く広告メール
- ・インターネット交流サイト（SNS）へのメッセージの書き込み
- ・懸賞サイト、占いサイトなどの登録後に届くメール

#### ◎サイト登録を誘う～期待を抱かせる巧妙な手口

- ・芸能人や芸能事務所のマネージャーなどをかたる
- ・相談に乗ってくれたら報酬を払うと持ちかける

#### ◎性別・世代を問わず被害拡大の可能性も

送られてきたメールは一部しか読むことができず、続きはリンク先の別サイト内のメールボックスから読むように誘導され、多くの消費者がやり取りをするためにポイントを購入したり、そのメール自体が有料になっている場合も…。



### ◆◆要注意！！安易には信用しない！！◆◆

サイト誘導の手口には色々なパターンがありますが、多くの場合が消費者に心理的の圧迫を与えて連続的にお金を支払わせています。一度安易にアクセスしてしまったことで、やり取りがやめられなくなり、合計で数百万円を支払ってしまった例もあります。上記のようなメールが届いたら簡単には信用せず、お金を払ってしまうその前に消費生活センターなどに相談してください。

～サクラかも？と思ったら・・・ご相談はこちらに～

「消費者ホットライン」 ☎0570-064-370 旭川市消費生活センター ☎0166-22-8228



### e-Taxは、 便利なオンラインシステム

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

■年金受給者の確定申告  
平成23年分の確定申告から、次の要件①、②のいずれにも該当する人は、所得税の確定申告が不要となりました。

①公的年金などの収入金額（複数ある場合はその合計）が400万円以下  
②公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下

※前記要件に該当する場合でも、医療費控除や寄付金控除などの追加による所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告書の提出をすることができません。また、生命保険料などの各種控除がある人は住民税の申告の必要があります。

### ■電子証明書等の 特別控除

平成24年分所得税の確定申告書の提出をe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行うと所得税額から最高3000円の控除を受けることができます。ただし、平成19年から平成23年分の確定申告でこの控除が適用された方は受けられません。

なお、e-Taxで確定申告を行うには、電子証明書付きの住基カードの発行を受ける必要があります。

住基カードの作成は、平成25年3月31日まで無料です。電子証明書（3年間有効）を付ける手続きは、500円の手数料がかかります。



■問い合わせ  
役場税務住民課税務係  
☎85-4803

## 非常時への備えはしていますか？

現在、全道各地で電柱、鉄塔への着雪や暴風雪により、多くの世帯が停電する被害が起きています。

今まで起きていないからと安心せず、万が一の状況に備えることが必要です。

急な停電や大雪によって外出できなくなってしまう場合を想定し、非常用の物資を備えましょう。

電池、ローソク、石油ストーブ、非常食（乾パン・水）、懐中電灯、ラジオなどの備えはできていますか。

「もしも」に備えた対策をし、安心できる暮らしを守りましょう。



飲料水は1人1日3ℓ

### ■問い合わせ■

役場総務企画課生活安全係 ☎85-4801

# 平成25年度に向けた まちづくり懇談会の概要



町では、行政について皆さんが日ごろ考えていることや望んでいることを、町長と対面して話し合う場として「まちづくり懇談会」を開催しています。

平成25年度に向けてのまちづくり懇談会を、11月5日と6日に町内5地区に分けて開催しました。

伊藤町長からは、老朽化している比布中学校や耐震不足が問題となっている役場庁舎の改築検討などの課題が出され、参加した町民からも多くの意見が寄せられました。

なお、懇談会の開催に際して、事前に文書で通知のあった要望事項などと、回答の概要についてお知らせします。

※要=要望・意見・提言など 回=要望などについて町からの回答

## 【総務企画課関係】

**要** 太陽光発電のモニター事業とこれに対する補助金の考え方について教えてほしい。(第2区)

**回** 太陽光発電のモニター事業は比布町の太陽光発電量を調査するために実施した事業で平成23年度限りの事業でした。本年度からは太陽光発電システム設置に対して補助を行っています。

**要** 比布町の高齢化と人口減少を想定した町政予算等、年次計画に設定されているのか。(第2区)

**回** 比布町のまちづくりの計画は、現在「第10次まちづくり計画」に基づいて進められています。高齢化についても、策定時の高齢化率約34%を基に、更に高齢化が進行することを念頭に入れ、各年次別の事業計画を策定し、事業費も計上されています。平成21〜23年度と国からの臨時交付金などにより事業が前倒しになったため、平成23年度に事業の実施状況の点検や課題などを洗い出し、時代の要求に対応すべく新規事業も

盛り込んでいます。

**要** JR用地の草刈りを年一度でいいから行ってほしい。(第2区)

**回** JR用地の草刈り等については、安全運行上の観点から線路の両側4mほどの範囲を年に1〜2回程度実施しているとのことですが、用地全ての草刈り等の管理は労働力や費用の関係上、行っていないそうです。また、今後対応は難しいとの回答を受けています。

**要** 線路を渡ってタランボの芽、ワラビなどを取る人を見かけるが、列車が通過すると危険だと思う。(第2区)

**回** 線路敷地に入ると山菜採りを行うことはとても危険なことです。線路を渡ることは重大事故につながりますので絶対に行わないでください。このことは、管理をしているJRにも報告しました。JRでもそのシーズンには危険防止のためのパトロールを実施しているようですが、町としてもシーズン前に広報紙により周知していきます。

**要** 緑町くるみ団地跡の土地活用として、土地を無償提供し、新築家屋には3年間の固定資産税免除等の優遇措置があるが、町外からの移住を目的とした増改築に同様の優遇が受けられないのはなぜか。このような場合、町民が平等に扱われるべきではないか。(緑町)

**回** この事業の計画に際し、増築については想定していませんでした。定住促進ということでは、ご意見の通りだと思います。来年度の予算計上の際には、公平感が損なわれないような対応を考えます。

**要** 本町の役場庁舎は築50年を経過し、耐震化が急務となっている。構造耐震化指標が国の基準を下回っている箇所も指摘されているため、マスタープランを検討し、防災上、エネルギー対策の観点からも方向性を判断すべき時期ではないか。(第4区)

**回** 比布町で地震が発生した場合、対策本部として役場庁舎、消防支署などが拠点となります。ご指摘のとおり、役場庁舎は築50年が経過

## 【産業振興課関係】

**要** 町内の特産物として位置付けできるものはあるのか。あるとしたらブランド化への考え方は。(第4区)

**回** 現段階では一定の知名度や販売力を有した農産物は少ないと思っており、今後も課題等を整理しながら産地形成に向けた取り組みについて農業者や農業団体等と協議を重ね、その上でブランド化対策についても検討していきます。

**要** 各市町村で「特化した商品づくり」「安心、安全を重視した生産工程の見直し」「品質にこだわる生産技術の改善」等々、消費者に見える、わかる、訴える手法の取り入れで差別化と獨創性を図っている。様々な農業振興策を実施しているが、本町の特色、カラーが見えない。また、農業対策の活動もよく分からないのが現状。本町の目指す農業施策と農業対策室の役割について聞きたい。(第4区)

**回** 現在、各地域において独自性を発揮しながら農産物生産を図る動きが高まっ

ていることは認識をしています。本町でも様々な振興策等を実施していますが、残念ながら十分な成果に至っていない状況です。また、農業対策室に対し様々なご提言をいただいているのも現状です。今一度農業対策室のあり方を検証し、今後も更なる役割発揮を検討するとともに、本町基幹産業の将来像を示す農業ビジョンの見直しを進める中で、農業対策室の改編を協議していきます。

## 【建設課関係】

**要** 基線2号付近に、昔からの自然の流れで素掘りがあり、秋には水田の水切りにも使っている。この関係者が数名いるが、土砂上げ、草刈りも大変なので、U字溝を設置できないか。(第1区)

**回** 現状は民地間の排水のため、町での整備は難しく、保全事業等での対応をお願いいたします。

**要** 北1線3号下段の排水兼用水路について、元はアスファルト張りだったのが、パワーアップ工事により途中

にマスが設置されたことにより水上の畑付近の水位が上がると、畑が湿害になっている。3号上流の部分改修を平成23年に行ったようだが、3号角から下流の分岐マスまでのトラフ敷設を要望する。(第1区)

**回** トラフの敷設でも解消できない場合がありますので、勾配等の測量確認を今年度に行い、改善策を検討します。

**要** 3〜4号道路間は、地先者限定となっているが人も車も自由に通れるようにしてほしい。(第2区)

**回** 鉄道併行道路は国の事業として整備したのですが、JRの維持管理車両と地先の耕作者車両のみが通行可能となっています。道路幅が狭く車両がすれ違うための待避所が無いことから、事故の危険性が高いため、現状でお願いいたします。

**要** ウツペツ川の川底に土砂が堆積している。底さらいの状況と実施の見通しを知りたい。(第2区、第4区、新町)

し、耐震診断を実施した結果、震度6〜7程度の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性があります。また、消防支署も同様の結果です。耐震補強工事を行う場合、役場庁舎は約9億円、消防支署は2700万円の概算工費が算出されており、役場庁舎は改築の場合、約6億円程度と補強工事よりも安くなります。今後は検討委員会を立上げ、様々な面からの議論、検討が必要と考えます。

**要** 北2線11号のバス停(待合室)の除雪を町で行ってほしい。(第13区)

**回** 今までどおり地域で対応いたします。

## 【保健福祉課関係】

**要** 今年、介護保険料は大幅な値上げになった。人口、対象者、利用者、施設の質等により保険料は決定されるが、町民の声をどのように反映したのか。保険料を抑制する上で健康管理が重要と考えるが、健診結果から保健センターの機能を生かした改善策を考えているか。(第4区)

**回** 介護保険は3年間の介護サービス需要を見込み、その給付総額に対して一定の介護保険料を決定します。その過程で、介護サービスなどについてのアンケート調査を行い、被保険者などによる「介護保険事業計画策定委員会」で意見を伺っています。地域包括支援センターを中心に介護予防事業を行っており、保健センターでも健康づくり事業や生活習慣病の予防対策などを実施しています。健診受診率の向上に努め、受診結果に基づく健康相談により将来の重症化リスクの軽減を図っています。

**要** 高齢者宅への給食サービスを受けられるようにしてほしい。可能であれば、安価な給食配達サービスを始めたい。(寿町)

**回** 町ではおおむね65歳以上の高齢者世帯などで、心身等の具合で調理が難しい場合に、水曜・土曜の夕食を1食当たり450円で自宅へお届けしています。利用希望がありましたら、福祉係へご相談ください。

ウツペツ川の浚渫工事  
は毎年北海道に継続事  
業として要望しています。道  
では平成21、22年度で実施し、  
現在7号道路から少し下流ま  
で完了しています。町では、融  
雪時や大雨時等に河川と排水  
の点検をしています。今のと  
ころ氾濫等のおそれは少ない  
と判断していますが、地域の  
皆さんにお願いしている環境  
整備等での草刈り作業時に、  
堆積した土砂や雑草などによ  
り河川の端が分かりづらく、  
危険な個所があります。今後、  
草刈り作業の危険性も含め、  
道に強く要望します。

で雪解け後再確認し、補修対  
応します。

開発で毎年気候等の状  
況をみて開閉を行って  
いますが、今年度は開くのが  
遅れたところがあったとのこ  
とです。今後は必要がなくな  
れば、併せて開けるよう、管理  
業者に引き継ぎをするとの回  
答を得ています。

道がふさがった時の対応がど  
のようであったか教えてほし  
い。私は町民の、特に子どもた  
ちの安心安全に配慮した対応  
がもつとなされても良かった  
と思う。(東町)

補修してほしい。(東町)  
本年度補修対応します。

北4線5号(太田山団  
地)の道路側溝、蓋が浮  
き上がって車の出入り等に危  
険なので改修してほしい。ま  
た、マンホール蓋の不良個所  
があるので修繕してほしい。  
(第5区)

蓋だけではなく、側溝自  
体の破損もあります。ま  
た、集水柵の不良は応急処置  
を行いました。完全ではな  
いので側溝の整備と併せて行  
います。

9号道路凸凹を直して  
ほしい。(第8区)

4月3日からの吹雪の  
時は、運転手の雇用期間  
が終了していたため十分な確  
保ができず、臨時職員2人と  
建設課職員で対応しました。  
事故が起きなかったことは幸  
いですが、歩道の除雪が遅れ  
子どもたちを危険に遭わせた  
ことは、深く反省しています。  
その後、建設課職員1人が車  
両系作業免許を取得し、除雪  
に対応できるようにしました。  
今後も人材確保に努め、今ま  
で通り事故の起きないよう除  
雪作業をしていきます。

樹木が道路に突き出て  
いるため、持主に指導し  
てほしい。暴風雨に倒木に  
なるとは大変危険。地上は自  
分の土地ではなく、隣地、町  
道、道路にかかる場合は所有  
者の責任で切つてはどうか。  
(南町)

5号道路沿いの町営排  
水路のトラフが損傷し  
ているので、春に役場に話を  
したが、6か月以上も回答が  
無いのはなぜか。草刈りを  
行っているのに、最低でも危  
険防止の対策を講じ、町が毎  
年確認してほしい。(第4区)

連絡がなかったことに  
ついては大変申し訳あ  
りません。今後このようなこ  
との無いよう課内でも打ち合  
わせをしました。トラフの損  
傷ですが、早急に倒れるとま  
ではいかないと思われま

山沿いの水路(素掘り)  
が詰まるので、何とかし  
てほしい。(第24区)

東町1丁目の町道排水  
溝が陥没、凸凹で路面排  
水不良などが2か所あるので、

町管理の排水路の浚渫  
及び草刈りについて、自  
地に面した地主並びに自先の  
地主が高齢化により管理が困  
難になっている。町としてど  
のように考えているのか。(新  
町)

2線道路、駅前通りの除  
排雪を例年行っていた  
だいては、高齢化さら  
に一人暮らしの女性が多いので  
お願いしたい。特に北2線道  
路の東側(中町側)に固い雪が  
多く残っているのが苦慮して  
いる。(中町)

側溝が崩れている様子  
はありませんが、排水が  
滞留し、あふれて農地に入り  
込んでくることですので、  
来年度町でトラフ整備を行  
います。今後、地域でも草刈り等  
の管理についてご協力をお願  
いします。なお、広場に設置の  
フェンスが工事の支障とな  
りますので、地域の合意をいた  
だければ、トラフ整備と併せ  
てフェンスを撤去したいと思  
います。

南分館屋根のペンキを  
塗ってほしい。(第1区)

平成13年度に塗装工事  
を行っていますが、10年  
以上が経過し、塗装がはがれ  
ている箇所もあるようです。  
雪の滑りも悪くなってきてい  
ますので、来年度予算で再度、  
塗装工事を行います。

町管理の排水路の浚渫  
及び草刈りについて、自  
地に面した地主並びに自先の  
地主が高齢化により管理が困  
難になっている。町としてど  
のように考えているのか。(新  
町)

防雪柵の開閉を早め  
にしてほしい。(第8区)

歩道用除雪機が故障し  
た時や4月の吹雪で歩

歩道用除雪機が故障し  
た時や4月の吹雪で歩

東町1丁目の町道排水  
溝が陥没、凸凹で路面排  
水不良などが2か所あるので、

町管理の排水路の浚渫  
及び草刈りについて、自  
地に面した地主並びに自先の  
地主が高齢化により管理が困  
難になっている。町としてど  
のように考えているのか。(新  
町)

最終的に地先の方が出来な  
いのであれば、町が施工する  
ことが良いのか等の検討も必  
要だと考えます。町として情  
報収集を行い、皆さんのご意  
見とご協力をいただきながら  
進めたいと思えますのでよろ  
しくお願ひします。

今後は地域を決め、計画的に  
点検を行います。地先の方  
の情報等をいただきながら行  
います。また、草刈り等の際  
にお気づきの場合は建設課ま  
でご連絡ください。

歩道用除雪機が故障し  
た時や4月の吹雪で歩

東町1丁目の町道排水  
溝が陥没、凸凹で路面排  
水不良などが2か所あるので、

町管理の排水路の浚渫  
及び草刈りについて、自  
地に面した地主並びに自先の  
地主が高齢化により管理が困  
難になっている。町としてど  
のように考えているのか。(新  
町)

町管理の排水路並びに  
道路を定期的に職員が  
点検して補修を行ってほしい。  
(新町)

町道については、融雪後  
に全路線の路面状況と  
ライン等の点検を行い、修繕  
を行っています。その後は不  
定期ですが過去に直したとこ  
ろも含め修繕箇所を中心に巡  
回しています。また、排水路に  
ついては、融雪時や大雨時に  
主要排水路の点検及び雪割り  
後の確認を行い、他の排水路  
は地先の方々からの連絡によ

南分館屋根のペンキを  
塗ってほしい。(第1区)

平成13年度に塗装工事  
を行っていますが、10年  
以上が経過し、塗装がはがれ  
ている箇所もあるようです。  
雪の滑りも悪くなってきてい  
ますので、来年度予算で再度、  
塗装工事を行います。

町管理の排水路の浚渫  
及び草刈りについて、自  
地に面した地主並びに自先の  
地主が高齢化により管理が困  
難になっている。町としてど  
のように考えているのか。(新  
町)

【生涯学習課関係】

南分館周辺は素掘りで、  
春の雪解け水や夏場の  
大雨等で土砂が崩れ、周辺の  
畑にも水が入り大変困ってい



▲東園地区の懇談風景

健康生活

便秘について①

便秘とは  
自分で満足できる排便がない  
状態です。

■正常な排便  
1日1回スムーズな排便が  
あり、また毎日排便はなくて  
も便がすんなり出て排便後は  
すっきりすることです。

■便秘  
5日以上も排便がなく、便  
が硬くなつてなかなかでない  
場合、毎日排便があるのに、残  
便感があり、すっきりしない  
状態です。便秘の反対にある  
のが下痢と思われていますが、  
どちらも同じ便通異常で表裏  
一体の関係にあります。便通  
異常の人の中には、同じ原因  
から便秘と下痢をくりかえし  
ている人もいます。

原因を除くことができれば治  
ります。

慢性便秘  
何らかの原因で腸の機能が  
低下したために起こる「機能  
性便秘」で、便秘に悩む人の多  
くはこれに当てはまります。

\*年末年始は、12月28日(午後)、29日(午後)、12月30日~1月3日を休診とさせていただきます\*

# 平成 25 年度 保育園児を募集します

- 受付期間 ■ 平成 25 年 1 月 7 日 (月) ~ 23 日 (水)
- 受付場所 ■ 役場保健福祉課福祉係・くるみ保育園 (比布町中町 2 丁目)
- 入所期間 ■ 平成 25 年 4 月 1 日から小学校就学前まで
- 入所基準 ■ 児童の保護者が就労、病気による入院や介護、妊娠などの理由で保育を行うことができない方
- 保育時間 ■ 午前 7 時 20 分から午後 6 時まで ※日曜、祝祭日は休所日です。
- 保育料 ■ 保護者または扶養義務者の税額に応じて決定します。(下表を参考)
- その他 ■ 本町以外の認可保育所 (中央部 1 市 7 町) への広域入所申し込みも可能です。

表 保育料徴収基準額表

| 階層区分                    | 定 義                                            | 徴収金額(月額)                |                                    |         |                                       |            |
|-------------------------|------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|---------|---------------------------------------|------------|
|                         |                                                | 3歳未満児                   |                                    | 3歳以上児   |                                       |            |
|                         |                                                | 比布町                     | 国                                  | 比布町     | 国                                     |            |
| 1                       | 生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)                        | 0円                      | 0円                                 | 0円      | 0円                                    |            |
| 2                       | 第1階層及び第4~7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯    | ※1 市町村民税非課税世帯<br>4,500円 | 9,000円                             | 3,000円  | 6,000円                                |            |
| 3                       | ※1 市町村民税課税世帯                                   | 9,700円                  | 19,500円                            | 8,200円  | 16,500円                               |            |
| 4                       | 第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 40,000円未満               | 13,500円                            | 30,000円 | 12,100円                               | ※2 27,000円 |
| 40,000円以上<br>80,000円未満  |                                                | 16,500円                 | 44,500円                            | 14,800円 | ※2 41,500円                            |            |
| 80,000円以上<br>200,000円未満 |                                                | 22,200円                 | 44,500円<br>または61,000円              | 20,700円 | ※2 41,500円<br>または58,000円              |            |
| 200,000円以上              |                                                | 26,000円                 | 61,000円<br>・80,000円<br>または104,000円 | 24,700円 | ※2 58,000円<br>・77,000円<br>または101,000円 |            |

※1 母子世帯等や障害者(児)のいる世帯は、減額になる場合があります。  
※2 保育所の定員や地域により金額が異なり、表記の金額はその最高限度額です。

## ◆ 保育料について ◆

保育にかかる費用は、入所児童の年齢により異なります。保護者の皆さんに負担いただく保育料のほかに、国や道から補助を受け、町が保育をすることになっています。

保育料は国で定められる徴収基準額表(右表)がありますが、本町ではそのうち独自に軽減を行い、子育て世帯への経済的支援に努めています。

■ 問い合わせ ■  
役場保健福祉課福祉係  
☎ 85-4804

## 子どもの広場 1月の行事予定

### \*子どもの広場\*

- 開催日 ■ 毎週月・金曜日 (午前9時~正午、午後1時~3時)
- 内容 ■ 入園前の親子を対象に、遊びや育児に関する情報提供や保護者同士の交流の場として、開催しています。予約は不要です。

### \*子育て相談\*

- 開催日 ■ 毎週水曜日
- 内容 ■ 保育士による子育て相談を行います。必要に応じて、保健師や栄養士も対応します。事前に予約が必要です。

■ そとあそびをしよう 18日(金) 午前11時ごろ  
みんなで外で雪遊びをしましょう。雪だるまつくりややり遊び。寒さなんかには負けないぞ!!

■ 問い合わせ ■ 保健センター ☎ 85-2555

| 日  | 月               | 火               | 水           | 木  | 金                | 土  |
|----|-----------------|-----------------|-------------|----|------------------|----|
|    |                 | 1<br>元日         | 2           | 3  | 4                | 5  |
| 6  | 7<br>紙しばいの日     | 8               | 9<br>子育て相談  | 10 | 11<br>正月あそびをしよう  | 12 |
| 13 | 14<br>成人の日      | 15<br>おもちゃであそぼう | 16<br>子育て相談 | 17 | 18<br>そとあそびをしよう  | 19 |
| 20 | 21<br>お歌の日      | 22              | 23<br>子育て相談 | 24 | 25<br>つくろう(せつぶん) | 26 |
| 27 | 28<br>すくすく子育て講座 | 29              | 30<br>子育て相談 | 31 |                  |    |

## \* 各地域・団体の活動の様子 \*

□ 蘭留地区振興会 毎月第2月曜日・蘭留分館  
ふまねっと運動の定期開催第1号で、昨年11月から始めました。鳴子や扇子を使ったオリジナルステップも大変好評です。



▲ 蘭留地区振興会



▲ 5区

□ 5区 月1回土曜日・5区会館  
5区では、ステップが終わると写真のように手をあわせて「うまくできたね!」と喜びます。この後、みんなでスイカやトウキビを食べました。

□ 寿町 月2回土曜日・中央小学校

広く運動を知ってもらうために、この日はふれあい団地駐車場で、ふまねっと運動を行いました。暑さにも負けず、元気に運動しました。



▲ 寿町



▲ 2区

□ 2区  
11月に南分館で、初めて開催しました。皆さんお上手で、「2区は優秀だなあ」と自画自賛するくらいでしたね! 冬は月1回実施します。

□ 4区  
8、11月に実施し、これから定期開催を検討しています。「うまくできるかしら…」と心配していましたが、皆さん上手にステップを踏めていました! この後、そば打ち愛好会のそばが振る舞われ、楽しく交流を深めました。



▲ 4区



▲ 勤医協友の会

□ 勤医協友の会 月2回火曜日・福祉会館  
交流に重点をおき、おしゃべりの時間を長めにとりながら、ゆったりと運動しています。

□ いきいき体操クラブ 月1回・老人センター  
もともと月2回集まり体操などを行っていましたが、昨年11月から月2回のうち1回は、ふまねっと運動をしています。毎回楽しく大笑いしながら運動をしています。

町内各地にふまねっと運動が広がっています!  
8月31日に、ふまねっとサポーターの2期生が誕生しました。全員で44人のふまねっとサポーターが「ふまねっとふまねっと」のチーム名をつけ、町内にふまねっと運動を広めるための活動をしています。現在3地区、2団体で定期

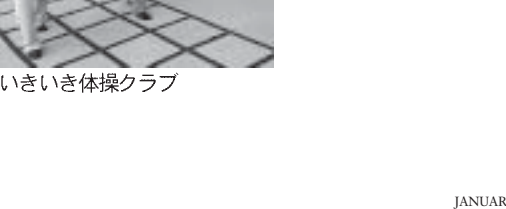
的にふまねっと運動を行っています。また、開催を検討している地域もあります。  
参加者は「普段、こんなに笑うことはない」「また来たい」「自分たちの歳になると、地区で集まることがないので、よかった」と話し、元気に集まっています。  
参加者の元気な笑顔に、サポーターも励まされています。地域の方が担い手となり、地

域の方を支える「ふまねっと運動」をきっかけに、地域のきずなが深まっている様子にも感じられました。  
この取り組みが更に広がることを目標に、ふまねっとピではサポーターの勉強会やふまねっと運動体験会などを実施しています。  
今回は各地区、団体で行っている活動の様子を紹介しま

「ふまねっとピ」では、要請に応じて地区や団体でふまねっと運動体験会を行います。まずは、体験をして、楽しんでください! 少人数でも実施できますので、ふまねっとピの事務局である当センターまで、ご相談ください。  
あなたの地域(団体)でも、ふまねっと運動をしてみませんか?



▲ ふまねっとサポーター勉強会の様子



▲ いきいき体操クラブ



# ぶっくんの インフォメーションのーと

図書館の利用はいつでも無料です。みなさん図書館に行きましょう！

## 1 月のお知らせ

- 開館時間 午前10時～午後6時  
(木曜日は正午～午後7時まで)
- 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は次の日)  
1日～5日、7日、15日、21日、28日  
館内整理日30日(水)

### としょかんのイベント

- ひろがり文庫による絵本の読み聞かせ  
13日(日) 午前10時30分から
- ぶっくんナイト☆シアター  
31日(木) 午後7時～8時10分  
『終着駅』  
アメリカ人の人妻とつかの間の恋を過ごしたイタリア人青年。ローマを旅立つ彼女を追って、ローマの中央駅で最後のひとときを過ごす。駅を出ていく列車のテールランプを見送る放心状態の青年。せつない別れをローマの終着駅だけを背景に、男女の感情の機微をとらえる。テーマ曲は「ローマの秋」として映画音楽の名曲になった。ヴィットリオ・デ・シーカ監督、1953年アメリカ＝イタリア作品。

### としょかん おすすめの本



**夜蜘蛛** 田中 慎弥/著  
作家のところにやってきた七十過ぎの男性の父親の話。日中戦争の傷を抱えながら戦後を生きてきた「父」が昭和天皇の死に際して下した決断とは…。芥川賞受賞作家の渾身の一作。



**おかしなゆき ふしぎなこおり** 片平 孝/写真・文  
ふゆのよる。そらからゆきがふってきました。あさ。そとへでると、ゆきやおりのおかしなたちが、あっちにもこっちにも。つめたいくうきとみずがつくる、ふしぎなせかいをのぞいてみましょう。



サークル体験記  
なごみの  
Vol. 11

## 白球を 送り新たな 年迎え

広報係 オオニシ



2012年に行われたロンドンオリンピック。卓球女子団体の銀メダル獲得に日本中が盛り上がりました。石川佳純選手、平野早矢選手、福原愛選手の活躍に感動された方も多いと思います。かくゆう私もその一人です。今月は、皆さんの胸に感動を呼んだ競技・卓球に挑戦しました。

初心者の方は、構えやラケットの握り方など基礎からのスタートです。球を打ち返そうとするのですが、空振りをしたり、あちこちに飛ばしてしまい、うまく相手に返すことができません。ラケットの面の角度や腕の振り抜き方などをわかりやすく指導いただき、ラリーが数回できるようになりました。そして、少年団員が最初に目標とする「ラリーを10回続ける」ことができました。

体育協会卓球部では、一般会員と少年団員、中学生と一緒に練習をしています。大人顔負けのスピードで球を打ち返す少年団員や中学生、子どもたちの練習相手になるにも体力が必要と、指導する会員たちは、たくさんの子どもたちに囲まれてうれしそうに話してくれました。

さて、私の成果ですが…。愛ちゃんのようにはなれませんでした。先生方の丁寧な指導のおかげで、ラリーを少しだけ続けられるようになりました。ラリーが続くと、とてもおもしろいですよ！この楽しさが卓球の魅力だと感じました。

卓球は年齢に関係なく、みんな楽しくできる明るいスポーツです。みなさんもぜひ、卓球を始めてみませんか。いつでも見学にお越しください。

### ■体育協会卓球部

- \*代表 鎌田 佳宣さん
- \*開催日 毎週火・木・土曜日、18:00～20:00
- \*場所 体育館
- \*大人から子どもまで年齢層が幅広く、明るい雰囲気の中で楽しめます。初心者の方にも丁寧に指導しますので、いつでも見学にいらしてください。

### ■サークル体験をさせてください！

「サークル体験なごみのわ+」では、体験取材をもとにサークル活動を紹介していきます。会の活動を広くPRしませんか。ぜひ、みなさんの活動に参加させてください。お気軽にご連絡を！

■問い合わせ  
役場総務企画課広報係 ☎85-4802



## Mama おきにいの絵本



紹介してくれたのは  
中野 環ママ \*莉緒ちゃん(5歳)  
雄太ちゃん(1歳)

**ブータンおばけだよ**  
わだ よしおみ/ぶん・ならさか ともこ/え  
娘の大好きな本は、ブータンおばけだよです。  
この本はしかけ絵本です。鏡や窓が付いていて、おばけが出てくるので、それだけでも楽しいのですが、パパとブータンがおばけ屋敷に入り、パパがブータンを忘れてしまうところがおもしろいと何度も読んでとせがまれます。  
興味のある方はぜひ読んでみてください。

# 情報満載

|            |         |
|------------|---------|
| 比布町役場 (代表) | 85-2111 |
| 総務企画課      | 85-4801 |
|            | 85-4802 |
| 税務住民課      | 85-4803 |
| 保健福祉課      | 85-4804 |
| 産業振興課      | 85-4806 |
| 建設課        | 85-4807 |
| 議会事務局      | 85-4808 |
| 農業委員会      | 85-4809 |
| 比布町教育委員会   | 85-2262 |
| 図書館        | 85-3354 |
| 体育館・改善センター | 85-2513 |
| 保健センター     | 85-2555 |
| 農業対策室      | 85-4011 |
| びっぴるスキー場   | 85-3056 |
| 遊湯びっぴる     | 85-4700 |

## わが家のアイドル



みやた しずく  
**宮田 梨月**ちゃん  
正人さん・美奈さんの三女  
(2歳2か月・緑町)

2人のお姉ちゃんが大好きで、良くも悪くも真似ばかりある3番目です。2歳になって妹ができ、姉たちと競って可愛がっているお姉ちゃんです。

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介ください。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしています。宛先は裏表紙をご覧ください。

### 定期的な受診をがん検診のお知らせ

次の日程で各種がん検診を行います。自分の健康を守るため、がんの早期発見と早期治療のために年一回は検診を受けることをお勧めします。新たに検診を申し込まれる方は、保健センターまでご連絡ください。

▼子宮・乳がん検診  
■日程■平成25年1月25日(金)、2月27日(水)  
※昨年度から、対象年齢の方は毎年受診できるように変更になっています。1、2月中であれば日程以外でも受診できる場合があります。

■場所■旭川がん検診センター(旭川市末広東2条6丁目)  
■子宮がん検診■対象者■20歳以上の女性(平成5年3月31日までに生まれた女性)  
【頸部・超音波】1、900円  
■乳がん検診■対象者■30歳以上の女性(昭和58年3月31日までに生まれた女性)  
□49歳以下 2、200円  
□50歳以上 1、800円

▼胃がん検診  
■対象■30歳以上の方(総合特定健康診査時に胃の検査を受けた方は対象外です)  
■日程■平成25年2月2日(土)※2月1日から14日までの平日であれば受診できる場合があります。なお、日程を変更する場合は、日程を変更する

■場所■旭川がん検診センター(旭川市末広東2条6丁目)  
■子宮がん検診■対象者■20歳以上の女性(平成5年3月31日までに生まれた女性)  
【頸部・超音波】1、900円  
■乳がん検診■対象者■30歳以上の女性(昭和58年3月31日までに生まれた女性)  
□49歳以下 2、200円  
□50歳以上 1、800円

### 申し込みのお知らせ

農産加工室2月分利用申し込み

平成25年2月1日から28日までの間に、改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人以上のグループで、加工品目と数量をまとめて、お申し込みください。  
■締切■平成25年1月21日(月)

### 報告期限は1月31日まで

償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

平成25年度の償却資産の申告期限は1月31日(木)です。平成25年1月1日現在で、事業用の資産を所有している方は、その所在、種類、取得時期及び取得価格などについて、申告が義務付けられています。必ず期限内に申告書を提出してください。  
■申告が必要な資産■事業に使用する機械、器具及び備品

### 募集しています

自衛官候補生採用試験

■募集種目■自衛官候補生  
■受験資格■18歳以上27歳未満の男子  
■受付期間■平成25年1月11日(金)まで  
■試験期日■1月20日(日)  
■問い合わせ■旭川地方協力本部  
☎51-6055  
役場総務企画課生活安全係

### サイレンにご注意を

平成25年比布消防団出初式

■日時■平成25年1月7日(月)午前10時  
■場所■比布コミュニティ消防センター前  
当日は、午前9時に団員召集のサイレンを鳴らします。ので、火災と間違えのないように注意してください。

### 問い合わせ

消防署比布支署  
☎85-2224

### 食事に考えてきませんか?

親子クッキング教室参加者募集

保健センターでは、小学校1、2年生の親子を対象に、冬休み親子クッキング教室を開催します。

### 簡単で楽しいメニューを紹介

■日時■平成25年1月10日(木)午前10時~午後1時30分  
■対象■小学校1、2年生の児童とその保護者。また、兄弟などの参加の際はご相談ください。  
■内容■栄養の話「何をどれくらい食べたらいいでしょう?」、調理実習(照り焼きど

### んぶり、大根サラダ、小豆白玉

ヨーグルト)  
■持ち物■エプロン、三角巾、上靴  
■参加費用■1人300円  
■募集人数■9組18人  
■申込期限■平成25年1月8日(火)  
■申し込み・問い合わせ■保健センター

### 戸籍のまど

(12月15日までの届出)

◆誕生おめでとう◆  
(あかちゃん・行政区・続柄)  
丸山 聖奈ちゃん (中町)  
修平さん・麻由さんの長女  
宮田 結月ちゃん (緑町)  
正人さん・美奈さんの四女

### ◆お悔やみ申し上げます◆

(氏名・享年・行政区)  
安達 アヤさん 87歳(緑町)  
石川 公平さん 91歳(17区)  
田中 隆一さん 69歳(新町)  
齋藤治郎太さん 85歳(7区)  
三浦 武さん 88歳(1区)

## 世代と世代の支え合いの仲間入り



20歳を迎えた皆さん、成人おめでとうございませう。皆さんには、選挙権が与えられ、同時にいくつかの義務も課せられます。国民年金の加入もその一つです。国民みんなで生活を支え合う役割を担うのが「年金」です。

### 国民年金(基礎年金)3つのメリット

- ①老後を支えます . . . . . 老齢基礎年金
  - ②病気やけがで障害の状態になったときに支えます . . . . . 障害基礎年金
  - ③加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます . . . . . 遺族基礎年金
- ※保険料を未納のままにすると、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

### 20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納めることになります。

|                   |    |         |                        |
|-------------------|----|---------|------------------------|
| 定額保険料<br>(平成24年度) | 月額 | 14,980円 | 口座振替などの納付方法や早割制度があります。 |
| 付加保険料<br>(希望者のみ)  | 月額 | 400円    |                        |

### 毎月14,980円は払えない…。どうすればいいの!?

#### 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

市区町村役場に申請し、日本年金機構で前年所得などを審査して、承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。支給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。納付が可能となったときに「追納制度」を利用すれば、年金を増額することもできます。

- ☆☆ 詳しくは、下記窓口にお問い合わせください ☆☆
- 問い合わせ ■ 役場税務住民課戸籍年金係
  - 旭川年金事務所 ☎27-1611 ■

### まちの人口 (11月末現在)

|     |              |
|-----|--------------|
| 総数  | 4,083人 (-4)  |
| 男   | 1,928人 (-6)  |
| 女   | 2,155人 (+2)  |
| 世帯数 | 1,871世帯 (+2) |

※住民基本台帳登録数( )は対前月増減数

優しくて、人々の役に立ち、環境を大切にする人になりたい。





ヒーロー  
HERO  
みんなが  
ヒロイン  
HEROINE

※○内の数字は順位敬称略  
町内関係者のみ

◆第2回道北小中学生新聞スクラップコンクール  
(11月10日・旭川市)

【小学1〜4年】優秀賞 松浦梨瑚

◆第39回比布町長旗・教育長旗上川管内町村剣道大会  
(11月23日・町体育館)

【一般】②比布A

◆第27回コナミスポートクラブエージグループ水泳競技会兼マスターズ水泳競技会北海道大会  
(11月23日・江別市)

【男子】上級B以下200メートルメドレーリレー ③牧亮汰  
【女子】▽選手A 50メートル背泳ぎ ①西木戸愛梨▽選手A 50メートル板キック ②西木戸愛梨▽選手A

このコーナーでは、スポーツや文化活動などの話題を紹介いたします。みなさんからの情報をお待ちしています。新聞などに掲載された情報も掲載しています。

50メートル自由形 ③西木戸愛梨▽選手B以下200メートルメドレーリレー ②西木戸愛梨

◆第7回毘沙門天杯争奪空手道大会  
(11月25日・旭川市)

【男子形】小学1・2年 ③山口竜之介

◆北海道選抜中学生インドアソフトテニス選手権大会上川代表決定戦  
(12月1日・当麻町)

【女子】②加地咲実・加地萌実 ※加地ペアは、1月8〜9日に札幌市で開かれる全道大会へ上川地区代表として出場します。

◆北海道選抜中学校卓球大会旭川地区予選  
(12月2日・旭川市)

【女子】団体 ③比布中卓球部

◆第17回日本赤十字絵画コンクール  
銀賞 徳光夏海(比布中)

◆第34回全町女性バレーボール大会  
(12月2日・町体育館)

①第2・6・14・15・17・18・19区混成 ②南町 ③新町



◆第31回旭川バレーボール協会会長杯争奪大会  
(12月9日・町体育館)

【ママさんC】②比布フレックス

11.22 安全運転ありがとう  
交通事故死ゼロ100日



▼雪道での急発進、急ハンドル、急ブレーキはスリップの原因になります。ドライバターの皆さん、これからも安全運転をお願いします。

11.23 約210人が出場  
上川管内町村剣道大会



▼応援席から熱い声援や拍手が送られた町長旗・教育長旗上川管内町村剣道大会。剣士たちの気合いの入った声会場中に響きました。

11.28 ハチの巣の構造が学べます



▼佐藤直一さん(北町)が「子どもたちに見てもらいたい」と、とても大きなスズメバチの巣を寄贈。図書館や小学校に展示されます。

12.3 食育は食卓の教育  
味覚について考えよう



▼フードディレクター・貫田桂一さんが中央小6年生に食育を授業。児童は自分の舌や鼻などを使って酸味など5つの味を学びました。

12.10 赤い羽根共同募金



▼比布中学校の生徒が町内事業所で赤い羽根共同募金歳末たすけあい活動を実施。募金活動を通じてボランティア意識を高めました。

11.22 比布中学校で国際交流



▼日赤国際交流事業で比布中学校にインド共和国の学生2人が来校。生徒たちと授業や給食を共にし、互いの文化を学びました。

11.27 みんなで作ったお米はおいしい!



▼中央小が「わくわくフェスティバル」を開催。米づくりに協力いただいた地域の方々と巻きずしを味わい、今年の豊作に感謝しました。

12.1 初滑りを堪能  
びつがスキー場オープン



▼スキー場開場式が行われ、今季の盛況を祈願。一部リフトが運行し、初滑りを心待ちにしていたスキーヤーは雪の感触を楽しみました。



▲募金方法  
1. 口座振込(振込手数料はお客様負担)  
岩手銀行 口座: 岩手銀行 高田支店 (033) 普通 2051836  
名義: 奇跡の一本松保存募金 代表 陸前高田市市長 戸羽太  
ゆうちょ 口座記号番号: 02290-9-127013  
名義: 奇跡の一本松保存募金  
2. 現金  
現金書留 下記連絡先まで郵送ください。\*送付金額、住所、氏名、電話番号を記載した文書を同封ください。後日、受領書を送付します。  
3. クレジットカード決済  
Facebook「がんばっぺし陸前高田」で詳細をご確認ください。  
▲問い合わせ 陸前高田市都市計画課  
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42-5 Tel.0192-54-2111

中学生の「税についての作文」入賞

税についての理解を深めることを目的に、全国納税貯蓄組合などが主催して、「中学生の税についての作文」を募集し、表彰を行っています。

このたび、武井七海さん(写真左・3年)が比布町長賞を、半澤圭祐さん(写真右・同)が旭川東地区連合会長賞を受賞され、11月27日に比布中学校校長室で伊藤町長らから、賞状と記念品が手渡されました。



「北海道学び推進月間」標語で最優秀賞に

中央小学校(北川範之校長)4年生の水澤華さんが、平成24年度上川管内「北海道学び推進月間」標語小学校の部で最優秀賞を受賞し、11月27日、同校で行われた表彰式で梶浦仁上川教育局長から賞状が手渡されました。

受賞に際し、水澤さんは「家族や友だちに喜んでもらったのでうれしい。これからはがんばります」と笑顔で話しました。



# 生涯現役 な人

## 一世紀百年を生きて

大河ヒデさん  
(100歳・西町)



**Profile** 明治45年生まれ、福島県出身。17歳で北海道へ渡り、比布村へ。2男3女をもうけ、苦難を乗り越えてきた100歳の女性。内閣総理大臣表彰を受けた。



伊藤町長から表彰状を受ける大河さん

このコーナーは、生涯現役で活躍している町内の高齢者を紹介します。皆さんからのご紹介もお待ちしていますので、役場総務企画課広報係までご連絡をお願いします。

「これからもいきいきと人生を過ごしたい」と話すのは、堂々たる人生を生き抜いてきた、100歳の大河ヒデさん。昨年9月には、「長寿100歳」を祝い、内閣総理大臣から表彰状が贈られました。

伊藤町長からの表彰状伝達の際に、着物姿で出迎えてくれた大河さん。「人生の節目には、着物を着る」という、夫の教えが今も生きています」と話してくれました。

17歳で叔父を頼りにこの地を訪れてから83年。結婚、子育て、戦争、中国での生活など、様々な経験をされました。

「人生、生きているといろいろなことがあるもの」。大河さんの目には長い人生の「コマ」コマの記憶が映し出されています。

老人クラブの『踊りの会』や民謡舞踊『比布紫苑会』に入会し、82歳までの約40年間にわたり会の一員として活動。退会後も93歳まで舞踊を続けられました。

現役100歳。大河さんの人生は家族とともに、これからも楽しく続きます。

広報ピップ1月号 No.652  
2012(平成24)年12月26日

- 発行 比布町
- 編集 総務企画課広報係  
〒078-0392  
北海道上川郡比布町北町1丁目2番1号  
☎0166-85-2111(代表)  
0166-85-4801・4802(総務企画課直通)
- ホームページ  
<http://www.town.pippu.hokkaido.jp>
- Eメール  
[ichigo@town.pippu.hokkaido.jp](mailto:ichigo@town.pippu.hokkaido.jp)

### ■表紙のことば■

今月号の表紙は、町民の皆さんから募集した写真を掲載しました。30人のかわいらしい笑顔が並び、見ている私たちも思わず、ほほ笑んでしまうような写真ばかりです。「笑顔があれば自分が、相手が、運命が変わる」。皆さんの笑顔は町の宝。新しい1年も笑顔の花咲く比布町となるよう、町の話をお伝えしていきます。



くるみ保育園・真夏の雪遊びでの笑顔